



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*50 和歌山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (林業振興課) 2

○ 教育委員会規則

*17 和歌山県体力開発センター設置及び管理条例施行規則を廃止する規則 6

*18 和歌山県教育委員会教職員倫理規則の一部を改正する規則 6

○ 告示

*315 不当景品類及び不当表示防止法第29条第2項に規定する証明書の様式 (県民生活課) 6

*316 平成25年和歌山県告示第444号(消費者安全法第45条第2項に規定する証明書の様式)の
廃止 (") 8

317 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (") 8

318 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課) 8

319 指定障害児通所支援事業者の廃止 (障害福祉課) 9

320 " (") 9

321 指定障害児通所支援事業者の指定 (") 9

322 " (") 10

323 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定の失効 (薬務課) 10

324 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (商工振興課) 10

*325 昭和29年和歌山県告示第388号(和歌山県農業会議の成立)の廃止 (農林水産総務課) 11

326 農用地利用配分計画の認可の申請 (経営支援課) 11

327 農用地利用配分計画の認可 (") 11

328 森林病虫害等防除法による防除命令の内容 (森林整備課) 11

329 " (") 12

330 保安林の指定予定の通知 (") 13

331 " (") 14

332 道路の区域変更 (道路保全課) 14

333 " (") 14

334 道路の供用開始 (") 15

335 道路の区域変更 (") 15

336 道路の供用開始 (") 16

337 道路の区域変更 (") 16

338 " (") 16

339 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 17

340 昭和45年和歌山県告示第467号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)の一部改正 (") 18

341 昭和46年和歌山県告示第691号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)の一部改正 (") 18

*342 新築基準又は増改築基準が適用される知事が定める住宅 (建築住宅課) 18

343 道路の位置の指定 (都市政策課) 18

344 港湾施設の公示 (港湾空港振興課) 19

*345 平成16年和歌山県告示434号（和歌山県体力開発センターの使用料の徴収事務の委託）の
廃止 (教育委員会)..... 19

○ 公告

和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センターの指定管理者の指定 (医務課)..... 19

規 則

和歌山県規則第50号

和歌山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

和歌山県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年和歌山県規則第108号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「（林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入し、又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入することをいう。以下同じ。）」を削り、「第11条第1項」を「第12条第1項」に改め、同項に次の1号を加える。

- (6) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第6条第3項に規定する認定総合化事業計画に従って同法第5条第4項第2号に掲げる措置を行う同法第6条第3項の促進事業者
別記第1号様式（別紙1から別紙5までを除く。）を次のように改める。

別記第1号様式 (第3条関係)

林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書
(林業・木材産業改善措置に関する計画書)

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所 〒

電話番号

氏 名

印

〔会社その他団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び
代表者の氏名〕

林業・木材産業改善資金助成法第7条第1項の規定に基づき、林業・木材産業改善措置に関する計画を作成したので、林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定を申請します。

林業・木材産業改善措置に関する計画

1 林業・木材産業改善措置の目的

林業・木材産業改善措置の目的	該当するものに○印を記載	添付する別紙
林業経営又は木材産業経営の改善		別紙1
林業労働に係る労働災害の防止		別紙2
林業労働に従事する者の確保		別紙3

(注) 林業・木材産業改善措置の目的の区分に応じ、それぞれ添付する別紙の欄に記載する別紙を添付すること。

2 林業・木材産業改善措置の内容

林業・木材産業改善措置の内容	該当するものに○印を記載	添付する別紙
機械又は施設の導入		別紙4
森林施業の実施に係るもの		別紙5
権限に基づき管理している立木と一体となった木材の安定供給に係る立木取得		別紙6

(注) 林業・木材産業改善措置の内容の区分に応じ、それぞれ添付する別紙の欄に記載する別紙を添付すること。

3 林業・木材産業改善措置の実施時期

項 目	年度別の事業量						林業・木材産業改善措置の対象
	年度 (月 日)	年度	年度	年度	年度	年度	

- (注) 1 全体の工程が明らかになるよう、林業・木材産業改善措置については、当該措置に係る事業及びその運用計画を明らかにするとともに、林業・木材産業改善措置以外の措置についても必要に応じ記載すること。
- 2 2の林業・木材産業改善措置の内容と整合を図って記載すること。
- 3 項目の欄には、例えば、〇〇機械の導入、〇〇での間伐の実施、〇〇から立木の購入等と記載すること。
- 4 年度別の事業量の欄には、当該認定に係る林業・木材産業改善措置に係る事業の完了予定月日を括弧書きで記載するとともに、年度別の運用計画を生産量、販売量、購入量、実施面積等の事業量で記載すること。
- 5 林業・木材産業改善措置の対象の欄には、林業・木材産業改善措置として行う項目につき、○を付すこと。

4 林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な資金の額及び調達方法

林業・木材産業改善資金貸付残高 円(年 月 日現在)							
区 分	総事業費			計	資金内訳		
					改 善 資 金	その他の借入金	自 己 資 金
年度							
年度							
年度							
年度							
合計							

- (注) 1 区分の欄には、機械・施設の導入、間伐の実施、作業路の開設、立木の購入等の取組の具体的な内容を記載することとし、資材購入等の林業・木材産業の経営改善に伴い必要となる改善措置も区分して記載すること。
- 2 総事業費の計の欄の数値は、別紙4、別紙5又は別紙6の所要額の欄の数値と一致させること。
- 3 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54年政令第205号）第7条第1項に規定する資金を調達方法とする場合は、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第3条第1項に規定する林業経営改善計画の認定書の写しを添付すること。
- 4 林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成8年政令第153号）第3条第1項に規定する資金を調達方法とする場合は、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項に規定する改善計画の認定書の写しを添付すること。
- 5 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第13条第2項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第4条第1項に規定する農商工等連携事業計画の認定書の写しを添付すること。
- 6 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第9条に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第4条第1項に規定する生産製造連携事業計画の認定書の写しを添付すること。
- 7 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第12条に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第10条第1項に規定する木材製造高度化計画の認定書の写しを添付すること。

- 8 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第10条第2項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第5条第1項に規定する総合化事業計画の認定書の写しを添付すること。
- 9 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第11条第1項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第9条第1項に規定する特定増殖事業計画の認定書の写しを添付すること。
- 10 山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条の6第1項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第8条第1項に規定する山村振興計画の計画書、当該計画書に付随する産業振興施策促進事項及び森林資源活用型地域活性化事業に関する事項について記載したもの並びに当該計画に係る県の同意文書の写しを添付すること。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第17号

和歌山県体力開発センター設置及び管理条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

平成28年4月1日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

和歌山県体力開発センター設置及び管理条例施行規則を廃止する規則

和歌山県体力開発センター設置及び管理条例施行規則（昭和49年和歌山県教育委員会規則第18号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第18号

和歌山県教育委員会教職員倫理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年4月1日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

和歌山県教育委員会教職員倫理規則の一部を改正する規則

和歌山県教育委員会教職員倫理規則（平成20年和歌山県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「教職員は」を「教育長及び教職員は」に、「について利害関係者の負担によらないで」を「を負担し、」に改める。

別表中「一般財団法人和歌山県文化振興財団」を削り、「公益財団法人和歌山県角膜・腎臓移植推進協会」を「公益財団法人わかやま移植医療推進協会」に改め、「公益財団法人和歌山県スポーツ振興財団」を削る。

別記第3号様式中「職員の職務との」を「職務上の」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第315号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第29条第2項に規定する証明書の様式を次のように定める。

平成27年和歌山県告示第466号（不当景品類及び不当表示防止法第9条第2項に規定する証明書の様式）は、廃止する。

平成28年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

(表)

8センチメートル		第 号
5 セ ン チ メ ー ト ル	2.5センチメートル	立 入 検 査 員 証 明 書
	3 セ ン チ メ ー ト ル	所 属 職 名 氏 名 生年月日 年 月 日
写		印
真		
<p>上記の者は、不当景品類及び不当表示防止法第 29 条第 1 項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">和歌山県知事 印</p>		

(裏)

不当景品類及び不当表示防止法抜粋

第29条 内閣総理大臣は、第7条第1項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第1項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(権限の委任等)

第33条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。
2～10 (略)

11 第1項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

不当景品類及び不当表示防止法施行令抜粋

(都道府県が処理する事務)

第23条 法第33条第1項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務のうち、法第7条及び第29条第1項の規定による権限に属する事務（同項の規定による権限に属する事務にあつては、法第7条第1項の規定による命令を行うため必要があると認める場合におけるものに限る。）は、不当な景品類の提供又は表示がされた場所又は地域を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。（以下略）

和歌山県告示第316号

平成25年和歌山県告示第444号（消費者安全法第45条第2項に規定する証明書の様式）は、廃止する。

平成28年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第317号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成28年5月16日まで縦覧に供する。

平成28年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成28年3月15日

2 名称

特定非営利活動法人ストックサポート

3 代表者の氏名

倉田友紀

4 主たる事務所の所在地

和歌山県橋本市さつき台一丁目25番11号

5 定款に記載された目的

この法人は、出産前後やむを得ない事由により、児童の養育が困難な養育者に対して、相談援助または養子縁組に関する事業を行い、要保護児童の健全な育成や人権を擁護すると共に、福祉の増進を図ることを目的とする。

和歌山県告示第318号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成28年3月15日指定した。

平成28年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
コミック	恋愛ラブマックス 4月号	12080-4	秋田書店
コミック	恋愛白書パステル 4月号	19625-04	宙出版
コミック	ayaアヤ 4月号	18815-04	宙出版
コミック	無敵恋愛エス・ガール 4月号	08577-4	ぶんか社
コミック	月刊マガジンビーボーイ 4月号	18355-04	リブレ出版
コミック	ビーボーイゴールド 4月号	17779-04	リブレ出版
月刊誌	ファイナルボックス 4月号	17843-4	マイウェイ出版
月刊誌	実話BUNKAタブー 4月号	05375-04	コアマガジン

月刊誌	実話ドキュメント 4月号	15115-4	マイウェイ出版
月刊誌	エキサイティングマックス! 4月号	02091-4	ぶんか社
月刊誌	実話ナックルズ 4月号	04877-4	ミリオン出版
雑誌	実話BUNKA超タブー Vol.12	05376-04	コアマガジン

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第319号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成28年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3051700064	わんぱく教室	紀の川市桃山町元301	児童発達支援	社会福祉法人桃郷	紀の川市桃山町調月58-3	平成28.3.31

和歌山県告示第320号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成28年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3050100068	和歌山県立若竹園	和歌山市毛見1451-1	医療型児童発達支援	社会福祉法人琴の浦リハビリテーションセンター	和歌山市毛見1451-2	平成28.3.31

和歌山県告示第321号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成28年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3050100704	あうる学育室	和歌山市黒田41-1	児童発達支援	特定非営利活動法人Peer心理教育サポートネットワーク	和歌山市栄谷383-1	平成28.4.1
			放課後等デイサービス			
			保育所等訪問支援			

和歌山県告示第322号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成28年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3050100712	若竹園	和歌山市毛見1451-1	児童発達支援	社会福祉法人琴の浦リハビリテーションセンター	和歌山市毛見1451-2	平成28.4.1

和歌山県告示第323号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第12条第1項の規定により、次のとおり知事監視製品の指定が効力を失うので告示する。

平成28年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 失効する知事監視製品

次の写真に示すとおり、「K2 Super」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。

（次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。）

2 失効理由

当該知事監視製品が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に該当するに至ったため

3 失効年月日

平成28年4月1日

和歌山県告示第324号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成28年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス湊店

和歌山県和歌山市湊字堤外坪1827-5外

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成27年和歌山県告示第1287号

3 意見の概要

(1) 環境面、衛生面、排出量及び回収ペースを考慮した廃棄物保管施設を確保してください（生ゴミについては2日分以上を確保できる施設にしてください。）。

(2) 騒音規制法、振動規制法若しくは和歌山県公害防止条例に基づく特定施設を設置する場合、大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設を設置する場合又は水質汚濁防止法若しくは瀬戸内海環境保全措置法に該当する特定施設を設置する場合は、遅滞なく設置届出又は許可申請を行ってください。

(3) 来店客ピーク時の道路混雑状況をみながら、場合によっては交通整理員等を配置し混雑緩和に努めてください。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業まちづくり局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成28年4月1日から同年5月2日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第325号

昭和29年和歌山県告示第388号（和歌山県農業会議の設立）は、廃止する。

平成28年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第326号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年3月14日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年4月14日まで縦覧に供する。

平成28年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第79号-1	日高郡日高町小浦字町通450-1外1筆
平成27年度第79号-2	日高郡日高町小中字本城700-1外1筆

和歌山県告示第327号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成28年3月16日に認可した。

平成28年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第68号-1	伊都郡かつらぎ町東渋田字下嶋622-1外1筆
平成27年度第68号-2	伊都郡かつらぎ町新田字丁通り東46-1外1筆

和歌山県告示第328号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第4号の薬剤による防除命令の内容となる事項を次のように公告する。

平成28年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 区域及び期間

(1) 区域

紀の川市の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課、那賀振興局農林水産振興部林務課及び紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成28年4月22日から平成28年7月30日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

森林病虫害等の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、航空機により当該樹木に薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第329号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第4号の薬剤による防除命令の内容となる事項を次のように公告する。

平成28年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 区域及び期間

(1) 区域

和歌山市、紀の川市、御坊市、美浜町、みなべ町、印南町、白浜町、那智勝浦町及び串本町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課、関係振興局農林水産振興部林務課、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成28年4月22日から平成28年7月30日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

森林病虫害等の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上から薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の（1）に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

（1）3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

（2）3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、（3）により申請書を提出する場合は、この限りでない。

（3）3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

（4）知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の（2）に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

（5）知事は、（4）の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第330号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字新城字西尾134・139の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第331号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡白浜町大字露ヶ谷630から636まで、645から652まで、字中畑下654、655、658、659、660の1、660の2、661、字中畑上662、663、678、679、字山ヶ谷686（次の図に示す部分に限る。）、687の1、687の2、727、728（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山ヶ谷686・728（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第332号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 168号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
新宮市五新1283番1地先から同市五新1694番4地先まで	旧	8.76 ） 9.28	82.27	一般国道169号との重用延長82.27メートルを含む。
同上	新	13.04 ） 15.88	82.27	一般国道169号との重用延長82.27メートルを含む。

和歌山県告示第333号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 169号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
新宮市神倉三丁目1697番1地先から同市神倉三丁目1285番1地先まで	旧	8.76 } 9.28	82.27	一般国道168号との重用延長82.27メートルを含む。
同上	新	13.04 } 15.88	82.27	一般国道168号との重用延長82.27メートルを含む。

和歌山県告示第334号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 168号

供用開始の区間 新宮市五新1283番1地先から同市五新1694番4地先まで

供用開始の期日 平成28年4月1日

和歌山県告示第335号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市桃山町元字高関276番6地先から同市桃山町元字涌田175番7地先まで	旧	8.82 } 10.04	9.33	
同上	新	10.82 } 12.03	9.33	

和歌山県告示第336号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 紀の川市桃山町元字高関276番6地先から同市桃山町元字涌田175番7地先まで

供用開始の期日 平成28年4月1日

和歌山県告示第337号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 泉佐野岩出線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
岩出市根来字洞尾1696番1地先から同市川尻字木殿34番7地先まで	旧	6.90 } 22.00	2,248.30	

和歌山県告示第338号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 阪本五條線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡高野町大字東富貴字倉之本614番地先から同町大字東富貴字森垣内541番2地先まで	旧	3.85 } 4.74	97.00	

和歌山県告示第339号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成28年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 胡桃谷地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から5号までを順次結んだ線及び標柱1号と5号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は、直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	日高郡	日高川町	江川	胡桃谷	484番	
2号	〃	〃	〃	〃	2438番2	
3号	〃	〃	〃	〃	2438番1	
4号	〃	〃	〃	今井田	2437番	
5号	〃	〃	〃	胡桃谷	461番2	

2 田並地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から7号までを順次結んだ線及び標柱1号と7号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、標柱1号と7号を結ぶ線は、国道42号道路敷に沿って結んだ線とし、その他の各標柱を結ぶ線は、直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	東牟婁郡	串本町	田並	円光寺前	750番3	
2号	〃	〃	〃	〃	750番1	
3号	〃	〃	〃	〃	787番1	
4号	〃	〃	〃	〃	984番1	
5号	〃	〃	〃	〃	984番1	
6号	〃	〃	〃	〃	979番	
7号	〃	〃	〃	〃	2446番4	

3 倍地1地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から12号までを順次結んだ線及び標柱1号と12号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において、標柱7号と8号を結ぶ線は、那智勝浦町道桜ヶ丘1号線道路敷に沿って結んだ線とし、標柱11号と12号は公衆用道路敷に沿って結んだ線とし、その他の各標柱を結ぶ線は、直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	東牟婁郡	那智勝浦町	湯川	田尾ナシ	787番	
2号	〃	〃	〃	〃	787番	
3号	〃	〃	〃	倍地	800番1	
4号	〃	〃	〃	〃	860番1	
5号	〃	〃	〃	〃	860番1	
6号	〃	〃	〃	〃	860番1	

7号	〃	〃	〃	〃	860番3	
8号	〃	〃	〃	塚畑ケ	439番5	
9号	〃	〃	〃	倍地	860番47	
10号	〃	〃	〃	〃	860番42	
11号	〃	〃	〃	〃	860番20	
12号	〃	〃	〃	〃	800番4	

和歌山県告示第340号

昭和45年6月24日和歌山県告示第467号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

田並急傾斜地崩壊危険区域の項を削る。

和歌山県告示第341号

昭和46年9月17日和歌山県告示第691号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

田並（2）急傾斜地崩壊危険区域の項を削る。

和歌山県告示第342号

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号。以下「条例」という。）別表第3第13項第11号ア（ア）aの表備考1及び備考2並びに同号ア（ア）bの表備考1及び備考2の規定に基づき、知事が定める住宅を次のように定める。

平成28年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 条例別表第3第13項第11号ア（ア）aの表備考1及び同号ア（ア）bの表備考1の新築基準が適用される住宅は、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号。以下「告示」という。）第3に規定する新築基準（告示第3の1（2）の住宅を新築しようとする場合の基準をいう。）が適用される住宅とする。
- 2 条例別表第3第13項第11号ア（ア）aの表備考2及び同号ア（ア）bの表備考2の増改築基準が適用される住宅は、告示第3に規定する増改築基準（告示第3の1（3）の住宅を増築し、又は改築しようとする場合の基準をいう。）が適用される住宅とする。

和歌山県告示第343号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成28年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3336	伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町字南鳥居田489番1の一部	奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本769番地 森岡勇次	平成 28. 3. 14	5. 00	34. 73

和歌山県告示第344号

県が管理する港湾施設を港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、次のとおり公示する。

平成28年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

港湾施設の概要

港湾の名称	港湾施設の名称	位 置	種 類	数量及び能力
文里港	文里港小型船舶係留施設	田辺市新庄町及び文里地先	浮棧橋及びその附帯施設	棧橋延長645.1メートル 水深1.4～2.0メートル
浦神港	浦神小型船舶係留施設	東牟婁郡那智勝浦町浦神地先	小型船舶係留施設	延長88.5メートル 水深2.0メートル

上記施設の詳細は、図面で示すものとし、その図面は和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課、西牟婁振興局建設部用地・管理課及び東牟婁振興局新宮建設部用地・管理課に備え付ける。

和歌山県告示第345号

平成16年和歌山県告示第434号（和歌山県体力開発センターの使用料の徴収事務の委託）は、廃止する。

平成28年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

公 告

公 告

和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センター設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第71号）第8条の規定により、和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成28年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 一般社団法人和歌山県歯科医師会
和歌山県和歌山市築港一丁目4番地の7
- 2 指定の期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで